

## 第6回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成30年12月14日（金）
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階 共用443会議室

○司会 それでは、第6回「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び谷輪が行います。

それでは、お願いいたします。

○石崎参事官 それでは、議事次第からご覧ください。

本で行ったのは、個人事業主の事業承継について、国交省、財務省からのヒアリング、入札・契約手続の簡素化・建設業法見直しの検討状況、それから、基本計画のフォローアップということでもあります。

まず、個人事業主の事業承継の許認可手続の簡素化については、資料1-1-1、建設業法でありますけれども、建設業法については、④にありますとおり、現在建設業法を改正し、事業承継に関する規定を整備することを検討している。そして、承継規定の整備内容についてであります。許可に係る建設業の譲渡し、譲受け、相続、建設業者たる法人の合併、分割について承継の規定を設けることを検討しているという御回答でありました。次期通常国会への国会の法案提出を目指していると聞いております。

その次に財務省でありますけれども、資料1-2-1であります。財務省は酒税法、酒販業者の酒類の免許でありますけれども、これについては3.の一番下にありますように、国税庁としても円滑な事業承継を推進していくために重要な提案であると認識しており、規制改革推進会議での議論を踏まえ、積極的に対応を検討してまいりますということでありました。

まだ制度の見直しの中身ですとか、法律改正をするのかしないのかというのは、財務省さんは現時点では特に決まっていない。少なくとも運用面での見直しは行うということでありました。

○谷輪参事官 続きまして、資料2-1のところからですが、議題2の入札・契約手続の簡素化等のヒアリングでございます。これは総務省、国土交通省からヒアリングを行ったのですが、物品・役務、サービスの関係の入札システムは総務省が所管しておいて、建設工事等の入札・契約事務は国土交通省が所管しているもので、両省からヒアリングを行ったものでございます。

まず、総務省からですが、資料2-2-2の3ページをご覧くださいただけたらと思うのですが、もともとこの部会で行政手続コストの削減ということで取り組んでいるのですが、入札・契約の事務でどのように削減に取り組んでいくのかということ、今回はまずコスト計測をしてもらったというのが一つ大きな話です。同ページを見てもらうと、現行、イン

ターネット申請だと申請書の作成自体に88分、紙申請だと154分、その下のほうですけれども、申請書そのものでなくて添付書類の作成やら準備やらに195分ぐらい現状では時間がかかっているという説明でございました。

その真ん中の段ですけれども、総務省は今、営業経歴書とか誓約書というものを添付書類として求めているのですが、それを申請書本体に組み込もうと。本体に組み込むことによって、この10分とか14分が節約できますねと。添付書類は、添付書類がなくなるものですから、それがなくなるというのが真ん中の列です。

さらに右側、2020年度以降というところですが、今、登記事項証明書とか納税証明書とか、登記事項証明書は法務局、納税証明書は自治体が発行しているものなのですけれども、そういうものを申請者に出してもらわなくても、行政機関ごとに情報連携して、申請者からは要らないようにしよう。そうすると、この作成時間も53分と59分が0分になってしまう。こういうことまでできれば、この添付書類の作成に要する時間は53分と大幅に削減されるでしょうという説明がございました。

それは次の資料2-2-2の4ページをご覧くださいますと、今のようなことがあった上で、現状、行政手続コストとして、一番上ですけれども、39万5000時間かかっている、金額換算すると10.1億円ぐらいコストがかかっているのですが、真ん中の段は省略しますが、2020年度以降だと1件当たりの作業時間が1.85時間になって、作業時間も39万5000が14万2000時間ぐらいに削減が見込まれる。金額換算にして3.6億円程度ということで、削減率64%程度の削減が見込まれるという構想が総務省から説明がありました。

続きまして、国土交通省さんは資料2-3ですけれども、こちらコスト計測の結果が出ております。建設工事は2段階ありまして、経営事項審査というものと競争参加資格申請という2段階の手続があるのですが、それぞれ1業者当たり、経営事項審査については2時間17分、2時間8分で、合計4時間26分、競争参加資格申請ですと合計で3時間14分程度、現状コストがかかっているという報告がありました。

こちらは具体的にどう2割削減していくかという説明は今日はなかったのですが、2割削減について取り組んでいきますという説明がありました。

資料2-3の2ページ以降では、具体的に経済団体からこういった手続は手続として煩雑ではないかと。例えば資料2-3の6ページなどだと、全体の完成工事高の7割まで書かせているという手続があったりするのですけれども、7割まで書くのは特に小規模事業者だったりすると煩雑な作業ではないかとか、資料2-3の7ページをご覧くださいますと、役員が、自分は成年被後見人ではないとか、破産者ではないとか、そういうことの証明書の添付が必要だったりして、そういうものが煩雑ではないかという経済団体からの意見があるのですが、そういうものについても国土交通省としては2割削減に向けてどのように見直すことができるのか、検討してまいりたいという説明がありました。

続きまして、議題3のところですが、資料3-1の「基本計画の見直し及びフォローアップについて（案）」ということで、もともと行政手続部会で2020年3月までに行政手続

コストの20%削減ということで取り組んでおりまして、各省に削減のための基本計画というものを策定していただいております。その進捗を基本計画に反映してくださいということと、今年度コスト計測はいかがでしたかということ、各省に基本計画の改定を求めようということ部会決定としたというものでございます。

その次の資料3-2からは「経済団体の意見に対する対応状況」ということでしばらく続いておるのですが、これはもともと夏ごろに改めて経済団体から行政手続に関してどういった点が煩雑であるかといったことを聴取いたしまして、それ自体は既に公開されているのですけれども、それが意見の内容として整理されていて、それに対する回答というものを各省から求めました。というのが、真ん中あたりの列でございます。

意見があつて、対応があつて、既に基本計画で取り組むことになっている事項とか、行政手続部会で取り上げた事項というものもあつて、それは右のほうに「○」がついているのですけれども、そういうものも踏まえて、年明け以降、部会で経済団体の意見、要望を、改めてどれについて取り上げていこうかということ今回整理した表でございます。

新たに取り上げる事項として「◎」がついていたり、先ほど申し上げたように、基本計画はフォローアップしていきますので、その中で取り上げていこうということが「○」がついたりした表を添付しております。こういうものが分野ごとに整理されていて、30ページぐらいに整理したものでございます。

○石崎参事官 1つつけ加えますと、経済団体の要望の中で、部会で新規に取り上げる事項というものが保育所の監督手続の簡素化、これが資料3-2の5ページ、新経連から出ていますけれども、自治体が保育所を管理する手続で、いろいろな書類を出させたりとか、管理監督のためにいろいろ領収書とか管理などが非常に面倒で煩雑だということが一つ。

資料3-2の7ページが、健康保険組合とマイナンバーを扱うための手続、従業員から、健康保険組合はマイナンバーを一々取ってくるというのは面倒なので、もっと簡単にならないかという話です。

それから、資料3-2の22ページ、これは下請関係の調査手続、公取や中小企業庁がやっているのですけれども、これでもっと簡単に回答ができるような方法がないのか、前年からの変更点などをちゃんと示してほしいと。

それから、これは統計以外の調査ということで、統計に関する簡素化はやっているのですけれども、統計以外は各省がもろもろやっている調査についての簡素化という中の一つとしてそれがあります。

資料3-2の25ページが法人設立の関係で、公証人が定款の認証をやるのですけれども、そのために5万円の手数料がかかっているということで、これがその業者にとって大きな負担となっているということで、それを引き下げるべきではないか。

若干ありますけれども、そんなところが来年から6月にかけて新しく取り上げる事項ということになっております。

とりあえず、以上です。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。御質問がございましたら、お名前と御所属を言っていただいてから御質問をいただければと思います。

○記者 すみません。読売新聞のカトウといいます。

最初のほうの事業承継のところなのですが、建設業に関しては、できれば来年の通常国会で建設業法を改正して、具体的にはどういうことをその中で規定していこうと。最初のところに書いてあるようなところで。

○石崎参事官 今、国交省からいただいているのは、この資料1-1-1の情報までであります。部会の中でももう少し詳しく条文ベースで提出してほしいという御指摘がありましたので、それは事務局として国交省に求めて、部会のほうに提出することになります。

もともと、建設業法の改正を次期通常国会で予定していたということがあるそうです。

○記者 別なものも含めて。

○石崎参事官 別なものも含めて、大きな法改正の中でそういった承継規定の整備についても行っていくといったことで聞いております。

○谷輪参事官 資料1-1-2の8ページあたりにちょっと詳しいことが。

○石崎参事官 下の円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備ということで書いてあります。ただ、このままやるのか、もう少し違うことをやるのか、これは国交省さんの今年の6月段階の報告書ですので、少し古いかもしれません。いずれにせよ、そういった規定を設けることを検討するというところでございます。

○記者 わかりました。どうもありがとうございます。

○司会 よろしいですか。

それでは、これで第6回「行政手続部会」記者会見を終了いたします。ありがとうございました。